

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (2月6日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
日程の追加	13
議案第3号～議案第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	17
署名議員	17

平成29年第2回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成29年2月6日
会期 1日間
閉会 平成29年2月6日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
2月6日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第3号～第6号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前11時	議案第3号～第6号総務常任委員会（説明～採決）
		本会議	午前11時45分	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成29年第2回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成29年2月6日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成29年2月6日 午前10時00分)

閉 会 (平成29年2月6日 午後12時20分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

3 番議員 仲井間 宗 利

7 番議員 安 里 重 和

4 番議員 金 城 勇

8 番議員 吉 濱 覺

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (2名)

2 番議員 新 城 一 智

9 番議員 東 武 久

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 山 城 均

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第3号	大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について（追認）	提案説明 質疑～付託
5	議案第4号	大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員29名）の物品売買契約について（追認）	提案説明 質疑～付託
6	議案第5号	大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員36名）の物品売買契約について（追認）	提案説明 質疑～付託
7	議案第6号	大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校IT備品購入の物品売買契約について	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第3号	大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について（追認）	委員長報告 質疑～表決
2	議案第4号	大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員29名）の物品売買契約について（追認）	委員長報告 質疑～表決
3	議案第5号	大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員36名）の物品売買契約について（追認）	委員長報告 質疑～表決
4	議案第6号	大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校IT備品購入の物品売買契約について	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
ただいまから平成29年第2回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大城佐一議員及び3番 仲井間宗利議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

- 議長（平良嗣男） 村長及び教育長からの発言の申し出があります。
これを許可します。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。議案提案の前に一言おわびを申し上げます。
去る1月26日に入札を行いました備品購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当するため、議会を開く必要が生じたため臨時会を招集しました。
そこで、過去の備品購入について、議会の議決を要する必要があるのではないかと調べたところ、平成25年度の1件、平成27年度の2件が処理されていないことが判明したため、このままの状態であれば違法、無効となりますので、議会の追認議決をいただくことにより、議決を欠くという瑕疵が治癒されることから議案を追認議案とさせていただきました。
このようなことは、事務処理を行うに当たり、関係法令等の認識を欠いたことに起因したものであり、行政運営上あってはならないもので、深くおわびを申し上げます。

今後の対策としましては、職員の意識強化を図るとともに、手続の徹底として入札依頼時の議会の議決を得る必要があるなしの明記、議案が提出されているかのチェックを予算執行部署だけではなく、総務課及び財務課でも行う方策を講じまして、二度とこのようなことが起こらないよう取り組みを進めてまいりますので、なにとぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回判明しました不適切な執行に関係した当時の関係職員に対し、嚴重注意を1月31日と2月2日に行いましたことを申し添えます。よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで村長の発言を終わります。
教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） おはようございます。開会の前に、議会そして村民の皆様におわび申し上げます。

今回提案されております議案第3号から5号につきまして、職員の指導、監督の役割を担うべき教育長の職責が問われる事案であり、猛省しているところでございます。

今回の件は、事務を進める上で決してあってはならない基本的な事務手続でございます。

今後につきましては、みずからを律し、二度とこのようなことがないよう職員の指導、監督を徹底してまいり所存でございます。

臨時議会の開催という、議員各位に多大な御労苦をおかけいたしました。そして村民の皆様に対しましても、行政事務の信頼を損なうことになりました。

今回の件につきまして、深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○ 議長（平良嗣男） これで教育長の発言を終わります。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第3号 大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について（追認）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第3号 大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金950万2,500円
- 4 契約の相手

住 所 名護市大北五丁目1番3号

商 号 株式会社 オキジム 北部支店

提案理由

平成26年2月27日締結された物品購入契約について、議会の議決が必要であるため、追認議決を求める。

よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 提案説明の前に、村長並びに教育長のほうからおわびがありましたけれども、議会側の立場としまして、ひとつ苦言を呈せざるを得ないということから質疑をさせていただきます。

まず、同じような追認議案でこれから提案される、4号、5号と出てくるわけですが、この3件、内容は同じですから、議案第3号で質疑しておきたいと思います。先ほどの村長のおわびの中で、法令、条例の適用について認識を欠いていたというお話でございました。まさにそのとおりだと思うんですよ。失念していたということは絶対言えないだろうと。そういう感触を私持っているわけですね。なぜならば、議案第6号の契約書の第5条を見たらすぐおわかりですよ。議案第6号の契約書の第5条には、議会の議決があったときから効力を発するということが記載されているわけですね。しかし、この議案第3号、4号、5号については、議会の議決云々はないんですよ。それからしても法令、条例の適用の認識を欠いていたと言わざるを得ないということは、まさに村長が先ほど申し上げたとおりだと思うんです。

それで、平成24年9月18日から26日までの第6回定例会の場合にも、これは議案第38号として、公有財産の売り払い、この中身については江洲区への墓地用地の売却のときも追認議案なんです。そのときも私の指摘によって、9月21日の委員会審査の日だったんですが、急遽3時ごろから本会議を開いて、そのときは議決をもらったわけです。そのときの村長の答弁、私は二度とやっていかないということで、注意してくださいということで質疑はしたんですが、そのときの村長答弁としては、庁議で審議して、十分議論を進めて対処してこれからやっていきたいというお話もあったんですが、残念ながら、その実例が生かされていないということは、大変、私も残念に思うし、皆さんも残念だと思うんです。しかし、これは議会の議決、追認ということで、これは議決の議決をいただければ、当初あったみたいにこの行為は治癒されるということは当然私も知っているわけですが、この事業は補助事業ですね、もしそれが気がつかないでそのままであった場合に、会計検査等で指摘された場合に補助金返還ということが出たときに、大変困るなというのが本音なんです。

そういう点からも非常に危惧したわけですが、ひとつ今後、そういうことがないように十分法令、条例を職員にも周知徹底をしていかないといけないと思うし、特に財務規則は第1条から第172条まであるわけですが、財務規則も職員、一読した方が何名いるかなということで私非常に疑問持っているんです。財務規則も、予算執行するからには収入、支出もあるわけですから、契約も。そういうことも、財務規則の徹底を図っていくのも必要だと思っております。そこで、今後、二度とそういうことがあってはならないわけですが、やっぱり執行部としては今回、この事案が出てきて、どういう対策を

とっていくかということの改善策については議論をしてきていると思うんですが、今後の対策についてどういう改善策を持って執行されていくお考えなのか、この点お聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 最初に、今質疑がありました、議案第5号の中にあります契約条項の中で、5条の議会の議決を要するという…、議案第6号ですね。それについて、私もちょっと4号、5号を見ていると、何かこれにはないので、その時点でしっかり気がつかなかったんだということも感じたんですけども、その辺について大変残念だなというふうにお互い契約書をつくる場合はどうしてもこういう文言というのは出てくるのが当然だと思いますけれども、この3件についてないというのは、ちょっと、やはり事務的な、大きな失態をおかしたんだという感じがいたします。

今後については、総務課長のほうから説明させますので、ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 前田 孝議員からもありましたとおり、やっぱり過去のものではあるんですが、なぜこのように起こったかと、チェックもできなかったかということを検討してみました。それで私たちの総務課のほうで契約担当課というところで、入札自体を依頼されてくると、各課からですね。そのときに議会の議決を要する案件ですというところをその時点で気づくという手順をとりたいと。そうしないと、今言う契約書の中に条文が、議会の議決を要するとあった日から効力を発するという条文が入っている契約書と入っていない契約書があるわけですね。その段階で議会の議決が必要ですよという各課からの、うちのほうに連絡があればこの契約書を準備するということができませんので、その時点である程度チェックはできるなど。

それで今回、このことが起こってからですが、事務を調整して、うちのほうに入札依頼をかける際は、工事であろうが、委託であろうが、今言う物品購入であろうが、とにかく議会の議決を要するもの、要しないもの、はっきりと明記して事務連絡、文書でうちのほうに依頼をかけるときは、その明記したもので必ずやってくださいというふうに周知しています。

それともう1つは、全職員に議決事項の案件、議会に提出しなければならない案件について、いま一度確認するというので、全職員にこの契約案件の話で議決事項についている財産の処分とか、そういったところのものを再度確認してくださいということを全職員に周知しています。

それとまた、それ以外に議会の議決の必要なもの、1つの件で5年以上越える計画とかそういった策定の場合にもありますよということも一応周知はしておりますので、二重、三重にチェックができるようなことを考えています。

もう1つは、うちの財務規則の中で支出負担行為というのが出てきます。契約事項については、契約された際に契約書の写しをつけて支出負担行為を起こします。この支出負担行為を起こすのは伝票で財務課を通過します。財務課のほうで金額を確認して、これが議会の議決を得られていないと、その項目がうたわれていない契約書であるとか、そこは財務課でもチェックできるよというところで、二重、三重にできるような方法ということで、今回、その手順を踏もうということで処理も既にしております。以上です。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、総務課長がおっしゃったように、改善策はそのようにとっていただいてですね、工事の請負については、大体5,000万円以上だということですからすぐパッと頭に浮かんで、みんなそ

れやっているんですが、やっぱりその条例の中でやると、地方自治法の第96条に基づく施行令、その施行令の中の第3表の金額うたわれていますから、そういったものは製造とか物品、不動産の売買も全部含まれてきますからね、その点もひとつ、重々周知していただきたいと思うんです。そういうことがたびたび出てくると、本当に議会軽視だと言われかねませんよ。皆さんは議会軽視という考え方はやっていないかもしれませんが、結論的には議会側としたらそう受け取らざるを得ない場合も出てきますので、ひとつ十分注意していただきたいと思います。

そこで最終決裁まで行く場合には、少なくとも五、六名の手をわたって決裁されていると思うんです。担当者が起案して、その係長、課長、財務課の係長、課長とかやって、上層部までいくと少なくとも五、六名の決裁ということは回っていかれるものだと思うんです。その中でもチェックできなかったということが非常に残念であると言わざるを得ないんですが、ひとつその改善策を示して、今後こういう事案が出ないように万全の対策をとって執行に臨んでいただきたいと思いますが、最後に決意のほどをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 大変、御指摘、本当に申しわけなく思います。先ほど課長が説明しましたとおり万全の体制で、やはり今後は決してそういうことがないように、ぜひ担当職員に対しても強く教育していくという方針で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第4号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員29名）の物品売買契約について（追認）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第4号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員29名）の物品売買契約について（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員29名）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金649万4,366円
- 4 契約の相手

住 所 名護市伊差川23番地の1

商 号 沖縄ふそう自動車（株）北部営業所

氏 名 北部営業所所長 金城 昌史

平成29年2月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成27年12月4日締結された物品購入契約について、議会の議決が必要であるため、追認議決を求める。

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第5号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員36名）の物品売買契約について（追認）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第5号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員36名）の物品売買契約について（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員36名）

2 契約の方法 指名競争入札による契約

3 契約金額 金806万366円

4 契約の相手

住 所 名護市伊差川23番地の1

商 号 沖縄ふそう自動車（株）北部営業所

氏 名 北部営業所所長 金城 昌史

平成29年2月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成27年12月4日締結された物品購入契約について、議会の議決が必要であるため、追認議決を求める。

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第6号 大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校 I T 備品購入の物品売買契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第6号 大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校 I T 備品購入の物品売買契約について

大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校 I T 備品購入の物品売買契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校 I T 備品購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1,326万7,800円
- 4 契約の相手

住 所 名護市大北五丁目1番3号

商 号 株式会社 オキジム 北部支店

氏 名 代表取締役 新里 哲郎

平成29年2月6日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第6号)第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

よろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

(山城 均教育課長 登壇)

○ 教育課長(山城 均) それでは、議案第6号の補足説明をさせていただきたいと思います。

本事業の目的につきましては、村内の小中学校において、わかりやすい授業の実現に向けましての情報教育環境を整備することです。情報活用能力が向上することを目的として、今回の I T 備品の購入となっております。

事業につきましては、交付金事業を活用して、平成28年度振興特別推進交付金、補助率8割の事業を導入しております。

事業概要としましては、事業名は省略させていただきたいと思います。購入備品につきましては、ま

ず生徒用パソコン19台、これにつきましては、旧小学校にごございました既存のパソコン16台と合わせて計35台の活用を予定しております。そのことに基づきまして、②のサーバーパソコン1台、これにつきましても35台対応、ネットワーク機器一式となっておりますが、これにつきましても35台の活用を前提としたものとなっております。ソフトウェア、これにつきましては、小学校、中学校の主要教科を対象としまして、これにつきましても全台数の対応と、35台の対応ということで予定しております。設置場所につきましては、大宜味小学校、大宜味中学校ということになっております。主要用途、1番目に、パソコン教室にて学習用ソフトウェアを活用しての予習・復習を行う。2番目に、普通教室において電子黒板でのインターネットを活用した授業を行う。3番目に、パソコンでのプレゼンテーションや文書作成等のIT活用能力を習得するというを目的としております。

予定納期としましては、平成29年3月22日となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 私は質疑というよりも、総務委員ではないものですから、確認だけとっておきたいと思います。

この1,300万円もの金額ですね、私、これだけの備品を買うにはものすごく高いなと実際思っています。その積算資料等がありましたら提示できますか。

それと学校でのパソコンの管理環境はどうなっているのか。購入するパソコンのOSは多分Windows10だと思いますが、どのソフト、単純に言えば、ホームエディションなのかホームなのか、プロなのか、それとも教育用のパソコンなのか。その確認だけをしておきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） 安里議員の御質疑にお答えしたいと思います。

積算根拠ということでございますが、これにつきましてはパソコン1台幾らとか、そういう金額もございまして、主に、先ほど申し上げましたネットワーク機器とかソフトウェア等ですね、そういったもろもろの金額がありまして、これにつきましては、積算根拠としましては、3社以上の専門業者の見積もりをもとに、そういう積算をしておりますので、もし必要であれば、その内容と、また細かい点については資料等で提示したいと思っております。

細かい機器の仕様につきましてですが、いろいろありまして、仕様書の中に、これにつきましては、多分議員がお聞きしているのはあれかと思いますが、CPUとしましてはインテル、コアI3以上とかです。OSにつきましては、Windows7プロフェッショナル、Windows10アップデートという感じ等、いろいろございます。そういうこともありまして、仕様書につきましても後で提示したいと思いますので、その辺、済みませんが、詳しい機器の専門的なものは十分把握しておりませんので、また資料で提示したいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） このIT備品購入事業の予算の執行の面からお伺いしておきたいと思います。

これは納期が3月22日までということで、これも年度末になるんですね。生徒のために活用することになれば、この予算はもっと早目に執行して、生徒の役立て、利用に供するということができなかったのか。この交付金の交付指令が遅かったんでしょうか。その辺、経緯について御説明お願いした

いと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） 前田 孝議員の御質疑にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、やはりこの予算の執行を早目に行いまして、年度内の活用、また次年度に向けての計画等も、早目の執行であればそういうことも可能ではあったと思って大きく反省しているところではあります。予算の計画につきましては、今回の購入事業の予算につきましては当初予算で組んでおります。そういうことですので、年度当初からの執行は可能な状況でございました。

これにつきましては、当初計画の、年度の当初から執行するというような動きで教育委員会としても、やはりどうしても小学校、中学校の担当教諭との打ち合わせなどそういったものも、もろもろ含めて、この導入についての仕様書の策定、それから設置計画等、いろんな教科の対応等も多くなってまいりましたが、そういうことにも、いろんな不測の日数等も要旨ながらこの事業の計画をまとめてきたわけですが、なぜ、先ほども申し上げられ、議員から指摘ありましたように、その計画を行って3学期のうちの1学期あたりは十分に活用できるような方向で何とかやっけていこうというようなこともございましたけれども、この事業計画のまとめが遅れたことを大きく反省して、今後、こういう計画につきましては前年度で試用期間なり、そういったものがとれるような感じの活用を大前提として設けてこういう事業の執行はしていきたいということで、大きな反省をしているところでございます。今後そういうことがないように、また私たちも努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託します。

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時36分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時07分）

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第3号 大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について（追認）、議案第4号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員29名）の物品売買契約について（追認）、議案第5号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員36名）の物品売買契約について（追認）及び議案第6号 大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校IT備品購入の物品売買契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第3号～議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第1 議案第3号 大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について(追認)、追加日程第2 議案第4号 大宜味村教育委員会スクールバス購入(定員29名)の物品売買契約について(追認)、追加日程第3 議案第5号 大宜味村教育委員会スクールバス購入(定員36名)の物品売買契約について(追認)及び追加日程第4 議案第6号 大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校IT備品購入の物品売買契約についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 2 7 号

平成29年2月6日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第3号	大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について(追認)	可 決 全会一致
議案第4号	大宜味村教育委員会スクールバス購入(定員29名)の物品売買契約について(追認)	可 決 全会一致
議案第5号	大宜味村教育委員会スクールバス購入(定員36名)の物品売買契約について(追認)	可 決 全会一致
議案第6号	大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校IT備品購入の物品売買契約について	可 決 全会一致

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) 報告する前に、若干報告書を訂正していきます。

4行目の教育課長及び前教育課長のところの「の」を「であった」に訂正をお願いします。

それともう1件あります。29行目、本件は、「平成25年」のところを「平成28年」に訂正お願いします。では、始めていきたいと思えます。

ただいま議題となりました議案第3号～議案第6号の4件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、教育課長及び前教育課長であった建設課長の出席を求め、本日午前11時審査予定を15分繰り上げて午前10時45分から審査いたしました。

議案第3号、議案第4号及び議案第5号の3件の追認議決については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により議会の議決が必要であったが、議決を得ず執行されたことは、議会制度を蔑視したものであります。なお、執行部から今後は、原因究明と再発防止策に取り組んでいくとの説明がありました。

まず、議案第3号 大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について（追認）、を報告いたします。

売買契約金額は、金9,502,500円となっています。契約の相手は株式会社オキジム北部支店、納期期限は平成26年3月25日となっています。

次に議案第4号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員29名）の物品売買契約について（追認）、を報告いたします。

購入契約金額は、金6,494,366円となっています。契約の相手は沖縄ふそう自動車（株）北部営業所、納期期限は平成28年3月22日となっています。

次に議案第5号 大宜味村教育委員会スクールバス購入（定員36名）の物品売買契約について（追認）、を報告いたします。

購入契約金額は、金8,060,366円となっています。契約の相手は沖縄ふそう自動車（株）北部営業所、納期期限は平成28年3月22日となっています。

次に議案第6号 大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校IT備品購入の物品売買契約について、を報告します。

本件は、平成28年度沖縄振興特別推進交付金の事業で補助率100分の80であります。事業概要は、生徒用PC19台、サーバPC1台、ネットワーク機器一式、ソフトウェア（主要教科学習用）一式を設置するものとなっております。売買契約金額は、金13,267,800円となっています。契約の相手は株式会社オキジム北部支店、納期期限は平成29年3月22日となっています。

なお、議案第3号～議案第6号の4件についていずれも、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 大宜味村立4小学校・1中学校電子黒板備品購入の物品売買契約について(追認)を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第3号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号についての討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 大宜味村教育委員会スクールバス購入(定員29名)の物品売買契約について(追認)を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号についての討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 大宜味村教育委員会スクールバス購入(定員36名)の物品売買契約について(追認)を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 大宜味村立大宜味小学校・大宜味中学校IT備品購入の物品売買契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後12時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員